

滝沢市排水設備設置事業補助金申請の手続きについて

I 補助対象

チェック欄

		工事店	滝沢市
1 補助対象の区域	下水道の処理区域内であること。		
	(注) 区域外流入は対象外。		
2 補助対象の建築用途	次のいずれかの住宅等であること。		
	○一戸建ての住宅		
	○共同住宅、長屋		
3 補助対象者	○延べ床面積の1/2以上が住宅である兼用住宅		
	次のすべてに該当すること。		
	○住宅等の所有者又は賃借人で所有者から承諾を得た者。		
	○個人であること。		
	○新築でない既存の住宅等であること。		
	○現在下水道に接続していないこと。		
	○過去に当該申請をしたことがないこと。		
	○世帯の最新の市民税所得割課税額が8万円以下であること。		
4 補助対象工事	○市税を滞納していないこと。		
	○下水道受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していないこと。		
	次のすべてに該当すること。		
	○下水道本管工事が完了した年度の翌年度までに行う工事であること。		
	○既存のくみ取便所又は浄化槽を廃止し、下水道に接続するために行う屋外排水設備工事であること。		
(注1) 増築により新設される排水設備は対象外。			
(注2) 雑排水のみの工事は対象外。			
(注3) 補助金交付決定前に着手したときは、対象外。			
5 補助金額(限度額)	屋外排水設備の工事延長(10cm未満切り捨て)に1m当たり5千円を乗じた額とする。ただし1千円未満は切り捨てる。		
	(注1) 10万円を限度とする。		
	(注2) 補助金額は補助対象工事以外には使用できない。		

Ⅱ 手続き

チェック欄

		工事店	滝沢市
1	申請について	ホームページ等でお知らせする。	
2	補助金交付申請	申請者は補助金交付申請書（様式1号）に次の書類を添付して提出すること。	
		○補助対象工事に係る設計図書	
		○補助対象工事に係る見積書（様式は自由）	
		○排水設備計画工事確認申請書又はその写し	
		○申請者の納税証明書（滞納のない証明書）	
		○暴力団排除及び補助金等の交付条件に関する誓約書及び同意書（様式第2号）	
		○住宅等の所有者が分かる書類	
		○世帯全員の市町村民税の所得割課税額が分かる書類	
		○指定工事店への委任状	
○兼用住宅は用途別の求積図			
○賃借人は所有者の承諾書			
3	補助金交付決定	市長は審査終了後、補助金の交付の決定をしたときは申請者に決定の内容を通知する。	
4	補助事業完了報告書	申請者は工事完了後20日以内又は2月末日のいずれか早い日までに補助事業完了報告書（様式6号）に次の書類を添付して提出すること。	
		○補助対象工事に係る竣工図	
		○排水設備工事完了届又はその写し	
		（注1）提出期限を過ぎたときは、補助金を受けることができなくなるときがある。	
5	完了検査	市長は完了検査を行い、交付すべき補助金の額を申請者に通知する。	
6	補助金の請求	申請者は補助金交付請求書（様式7号）を市長へ提出し、補助金を受領する。	